

■旧西国街道都市景観形成道路地区(平成14年指定・平成20年延伸)

伊丹市景観計画(地区別概要版) 令和7年3月 作成

伊丹市では、よりきめの細かい協議を行うため、伊丹市都市景観条例において、景観法の届出の前に本条例に基づく届出を提出いただくこととなっています。本リーフレットでは、景観計画の内容をご紹介します。

地区の概要

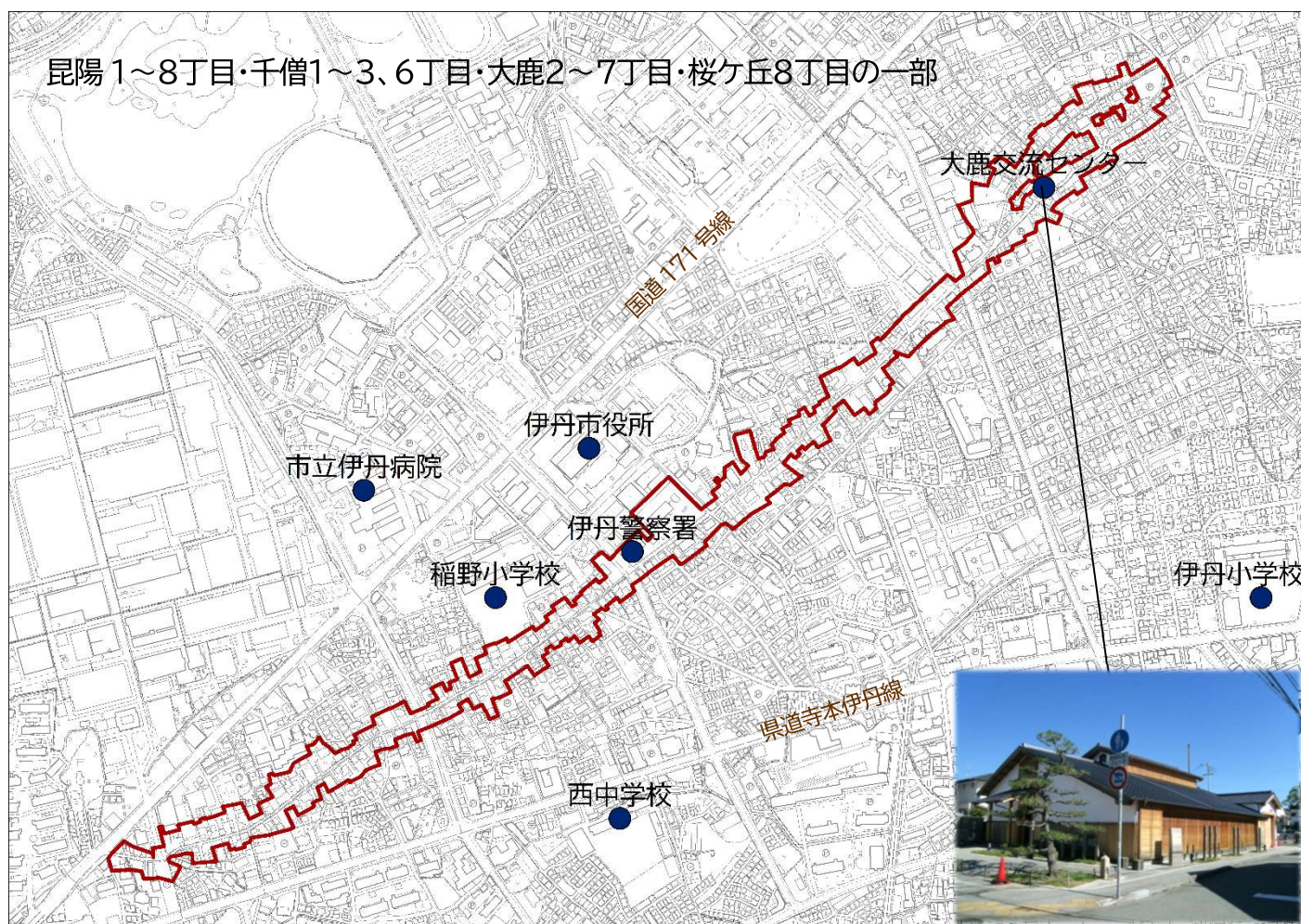
旧西国街道は律令制によって唯一の大路として定められた、都と太宰府を結ぶ古代山陽道の江戸時代以降の呼称である。

この山陽道(西国街道)は中国・朝鮮からの使節や技術者の一行も通う大路として重要であった。

景観形成の目標

京と西国を結ぶ西国街道は、近世、西国大名の参勤交代路として利用され、また旅人が往来した街道である。昆陽には街道の宿駅として貨客を送り迎えするための人馬が常備されていた。震災により以前の景観は失われ、新しいまちが生まれたが、旧街道筋の面影を今に伝えている。

旧西国街道の面影を伝える景観を保全し、さらに、地域の快適な生活道路として、魅力あるまちなみを創り出していく。



伊丹市都市計画課 伊丹市役所4階(N-100 窓口)
都市計画・都市景観グループ
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
電話 072-744-2262 FAX 072-784-8048
E-mail toshikeikaku@city.itami.lg.jp

■届出対象

○以下の建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・外観の変更を伴う修繕・色彩の変更等

建 築 物	・建築面積10㎡以上 ・門、塀、垣・柵等の外構の新築・変更等
工 作 物	水平投影面積10㎡以上
広 告 物	土地に定着する広告物：地上から高さ10m以上 屋上に設置する広告物：設置箇所から高さ4m以上
開 発	事業地面積2,000㎡以上の開発行為(都市計画法29条にかかるもの)

■旧西国街道都市景観形成道路地区の景観形成の基準

対 象		基 準
建 築 物	位置	・塀や生垣、また庭や店先の歩行者空間などを設けて潤いあるまちなみを形成できるよう、敷地境界と建物壁面のあいだに十分な空間をとる。
	形態	・旧西国街道からの景観を形成する部分は、伝統的まちなみと調和するものとする。
	材料・色彩	・歴史的まちなみと調和した色合いや材料を用いる。
	屋根	・勾配やまちなみの中での向きを工夫し、旧西国街道の歴史的まちなみにふさわしいものにする。 ・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。
	壁面の意匠及び開口部等	・通りに面する窓等開口部や建具は、歴史的まちなみと調和する形態・材料とする。
	設備及び屋外階段等	・通りから直接見えないように設置する。
門・塀・柵		・裸ブロック塀、ネットフェンスは避け、生垣、石垣、築地塀、腰板塀など旧西国街道の伝統的まちなみにふさわしい風合いを持ったものにする。
植栽		・店舗等の前面を除いて、旧西国街道に面した部分は、生垣や松等の庭木によって可能な限り緑化する。
前面水路・側溝際の処理		・石積み、石貼りなどによって、風合いの良い仕上げをする。
駐車場		・通りからの景観に配慮して配置する。 ・通りに面して配置する場合は、生垣、塀等による修景に配慮するほか、上屋の意匠をまちなみにふさわしいものにするよう留意する。
屋外広告物		・通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩を工夫し、まちなみに調和したものにする。



■色彩基準—マンセル表色系による制限があります

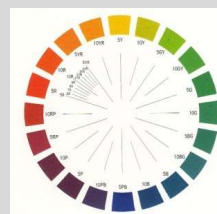
【外観】

使用する色相		明度	彩度
無彩色		5以上*	—
有彩色	7.5R~2.5Y	5以上	4以下
	上記以外のY系、R系		2以下
	その他		1以下

*門、柵、駐車場等敷き際は1以上

	R (赤)系	YR (黄赤)系	Y (黄)系	GY (黄緑)系	G (緑)系	BG (青緑)系	B (青)系	PB (青紫)系	P (紫)系	RP (赤紫)系	無彩色
高明度 無彩色調											
中明度 無彩色調											
高明度 低彩度調											
中明度 低彩度調											
低明度 無彩色調											
低明度 低彩度調											
中彩度色											
高彩度色											

マンセル値とは



日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法

色相(赤、青、黄色などの色合い)、明度(色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度(色の鮮やかさの度合い)の3つの属性によって、色彩を表している。

<例>

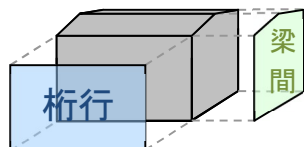
5YR 5 / 4
色相 明度 彩度

■適用除外

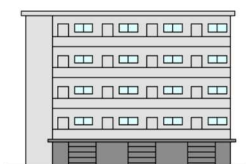
- ア)着色していない、木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩
- イ)見付面積の1/10未満の範囲で“アクセント”として使用される基準値外の色彩
- ウ)見付面積の1/4未満かつ高さ6m以下の範囲で“アクセント”として使用される明度3以上5未満(伊丹郷町地区においては明度3以上6未満)の無彩色の色彩(イ)の色彩と合わせて使用する際は、イ)とウ)の面積の合計を規定値内とする)

見付面積とは？

桁行方向又は梁間方向の壁面の鉛直投影面積のことをいう。



○アクセントとして認められる事例



低層部に使用する無彩色



比較的幅の狭い底の見付面等

×アクセントとして認められない事例

バルコニーの腰壁



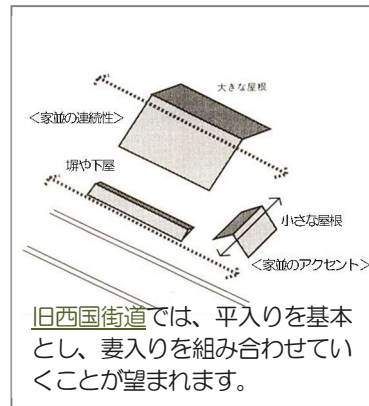
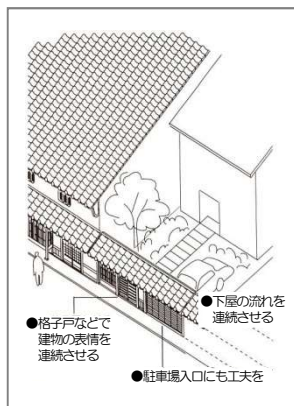
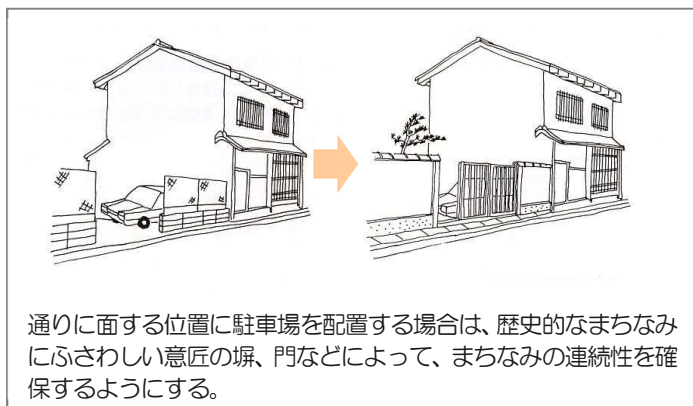
連続する店舗のシャッター



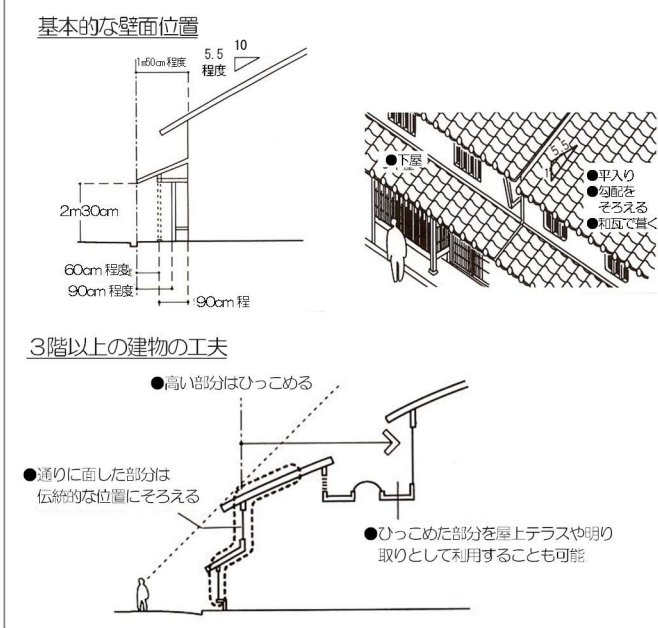
広範囲な塗り分け



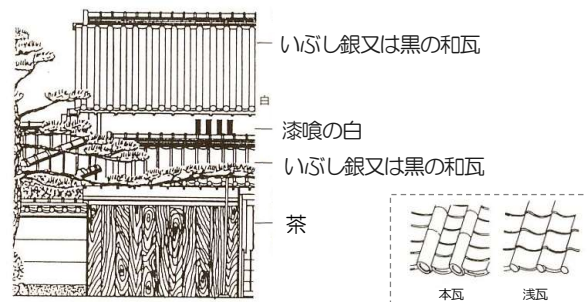
■まちなみの連続性を保つ工夫



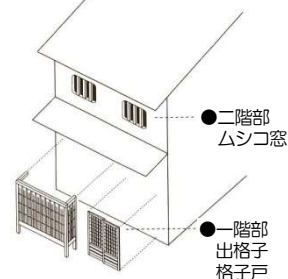
旧大坂道・北少路村の伝統的なまちなみの連続感は、通りに建ち並ぶ建物の壁面線がそろっていることから生まれます。



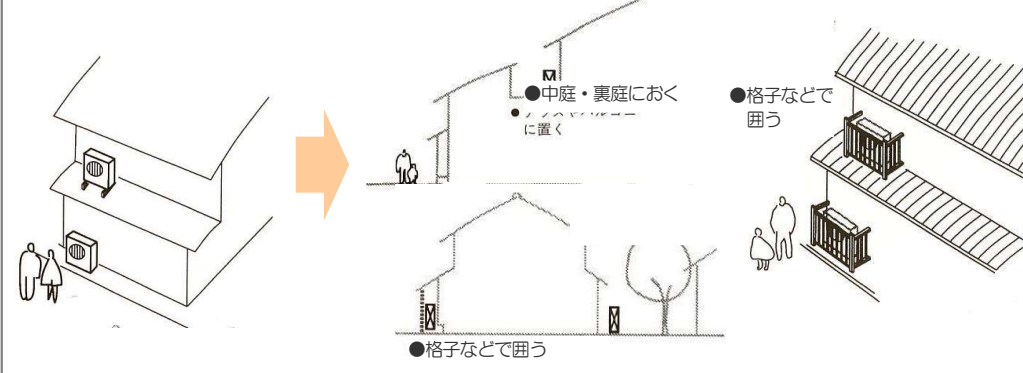
■伝統的な色彩構成・材料



■窓等開口部、建具



■エアコン室外機等



■屋外広告物

材料、形態、色彩などを工夫しまちなみに調和させる



■塀



■自動販売機

格子で囲うことでまちなみに調和

